

令和 7 年度
朝日町立あさひ野小学校
いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた側にも、いじめを行った側にも、将来にわたって深く心の傷となつて残り、児童の健全な成長に大きな影響を及ぼすものであり、重大な人権侵害である。

学校においては、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことも見逃さず、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することが重要である。

そのためには、教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人一人を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという指導観に立った指導を徹底していかなければならない。

ここに、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係の児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が、いじめのない楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう「あさひ野小学校いじめ防止基本方針」を定める。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は下記のとおりである。

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくります。
- (2) 児童、教職員の人権意識を高めます。
- (3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- (4) 校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- (5) いじめを早期に発見・早期解決のために、様々な手段を迅速に講じます。
- (6) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障します。
- (7) 学校内だけでなく保護者・地域・関係機関や専門家と連携・協力して、解決に当たります。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組まなければならない。

2 いじめの定義といじめに対する基本的考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係(注1)のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係のある」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級の者、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)等、何らかの人間関係のある者を指す。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

(2) いじめの問題克服に向けた基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

児童の出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と児童、児童相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることに努める。

- 校内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 人権感覚を高める。
- 温かい人間関係を築く。
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める。
- 早期に発見し、的確な指導を行う。

そのために



- ① いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ 児童を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- ④ 無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、全ての児童を対象に「予断をもたない」構えで観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- ⑤ 「この先生は私たち（児童・保護者）の話を聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくるなど、相談体制の充実に努める。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- ① 児童に対して
 - ・児童一人一人が認められ、互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
 - ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
 - ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導を充実させ、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切に作る心を育む。
 - ・教員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを、様々な活動を通して児童に示すことで、児童が「いじめは決して許されないこと」という認識をもつようにする。
 - ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、人に知らせることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。
 - ・児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
 - ・児童が自己実現を図ることができるように、児童が生きる授業を日々行うことに努める。
 - ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
 - ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
 - ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

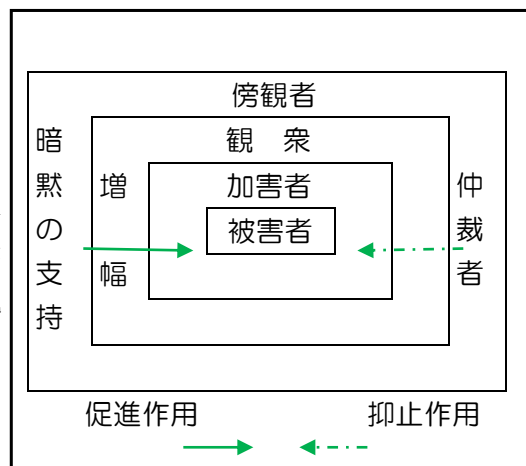
- ・ネットトラブル防止について指導し、児童が事件に巻き込まれたりトラブルを起こしたりしないようにする。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だと理解させる。

※ いじめの四重構造

いじめの場面において学級集団は、加害者、被害者、観衆（いじめをはやしたてておもしろがって見ている者）、傍観者（見て見ぬふりをしている者）という四層構造をなす。

いじめの過程で重要な役割を果たすのが「観衆」と「傍観者」である。「観衆」が増長したり「傍観者」が黙認したりすると、いじめは促進される。

しかし、両者が否定的な反応を示したり「仲裁者」として行動したりすれば、「加害者」はクラスから浮き上がり、結果的にいじめへの抑止力になる。「加害者」「被害者」への指導だけでなく、「観衆」と「傍観者」への指導がとても重要である。



※ 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを言われる。
- ケ SNSやネットで誹謗中傷を受けたり、仲間はずれにされたりする。
- コ その他

② 学校全体として

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年に2回実施し、その結果と児童の様子の変化等について教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

③ いじめを生まない土壌づくり

○ 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。

- ・子供たちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 道徳教育の充実
 - ・特別の教科 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
 - ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った特別の教科 道徳において考える授業を実施する。
 - ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- 体験教育の充実
 - ・児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
 - ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
 - ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
 - ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くためのソーシャルスキルトレーニング等の具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ④ 保護者・地域に対して
 - ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
 - ・「いじめ問題」の解決には学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校日より、授業参観日の道徳の授業、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力を依頼する。
 - ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ⑤ 関係機関との連携について
 - ・いじめの事実を確認した場合の朝日町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に則して、朝日町教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
 - ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いを進める。

4 早期発見のための方策

(1) 早期発見に向けて

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

(2) 相談体制づくり

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることを児童に伝えていく。併せて、相談することの大切さも児童に伝えていく。

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに管理職に報告するとともに、終礼・情報交換会等を通して校内で情報を共有するようにする。

(3) 早期発見の手立て

○ 日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

※教職員の留意点

- ① 教職員がその場で「大丈夫」「よくあること」「それくらいのこと…」等と即断しない。
- ② いじめの疑い、引っかかる感覚を大切にする。
- ③ わずかな兆候や児童からの訴えをうやむやにしない。
- ④ 被害を「過小評価せず」大きく捉えておく。
- ⑤ 支援・指導のスタートは、「疑わしきもの」への「気付き」から

- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○ 観察の視点

- ・児童の成長の発達の段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心として、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復に当たる。

○ 日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や個別懇談会等を実施し、迅速に対応する。

○ 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

○ いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年に2回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

○ 校内点検

- ・児童玄関の状態、掲示物の点検を行う。
- ・担任を中心に、教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）

※早期発見のためのセルフチェック

- ① 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。
- ② 掲示物が破れていたり、落書きがあったりしませんか。
- ③ 班にすると、机と机の間にすきまがありませんか。
- ④ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしていませんか。
- ⑤ 教職員がいないと、掃除がきちんとできていないことはありませんか。
- ⑥ 自由にグループ分けをさせると、特定の児童が残ることがありませんか。
- ⑦ 些細なことで冷やかしをするグループはありませんか。
- ⑧ 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色をうかがう児童はいませんか。
- ⑨ 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せ付けない雰囲気はありませんか。
- ⑩ 特定の児童に気を遣っている雰囲気はありませんか。

5 いじめへの対処

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 児童や保護者からのいじめの訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有する。
(いじめ問題対策委員会への報告、組織的な対応)
- ・ いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害双方の児童の保護者に連絡する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と協議し、関係機関に通報するとともに適切な援助を求める。

(2) いじめられた児童又はその保護者への対応

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等の専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への対応

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行う。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ・ いじめた児童の心の中にある悩みや苦しみを十分に受け止め、カウンセリング的態度で、いじめた児童の心のケアを行う。
- ・ 保護者と直に面談し、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者への継続的な助言を行う。

- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と協議して警察署に支援を求める。

(4) 学級全体への指導

- ・いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ・同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- ・「観衆」や「傍観者」の児童には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) 啓発・研修

- ・インターネットやスマートフォン、携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業に生かす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- ・情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(2) 早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。
- ・インターネットやSNSに関わる状況の調査をし、実態把握に努める。

(3) ネット上の不適切な書き込み等があった場合

- ・問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ・削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。
- ・書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

7 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導情報交換会」

- ・毎週水曜日に設定し、全教職員で問題傾向を有する児童等について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ問題対策委員会」

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別

支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー等によるいじめ防止対策委員会を設置する。

- ・定例の委員会は、年度当初と学校評価結果の検討の際に開催する他、いじめ事案発生時は緊急に委員会を開催する。

(いじめ問題対策委員会の構成)

役 職	氏 名	備 考
校長	米田 歩	
教頭	坂口 薫	
教務主任	上嶋 早織	
生徒指導主事	上野 裕美	
特別支援教育コーディネーター	鹿熊 朋美	
養護教諭	長島 美央	
スクールソーシャルワーカー	神子満美子	
スクールカウンセラー	大坂 正也	
子どもと親の相談員	嘉義 陽子	
該当担任		

③ 「生徒指導部会」

- ・校務分掌の生徒指導担当職員による生徒の情報交換等を適時行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。
- ・状況によっては学校関係者を含めた緊急委員会を開催し敏速な対応を行う。学校関係者は、PTA会長、学校運営協議会委員、地元の駐在員等である。

8 重大事態への対処

いじめの重大事態については、基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

※「いじめにより」とは、前各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合など

※第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問

題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態への対処

- ・ いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに町教育委員会及び必要に応じて警察等の関係機関へ報告を行う。
- ・ 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態に係る調査の指針(概要)

(平成 28 年 3 月 不登校重大事態に係る調査の指針 (文部科学省初等中等局)よりー

○学校の対応

流れ	内容
欠席開始 ※重大事態に該当すると「認める」とは「考える」「判断する」の意であり、「確認する」「肯認」といった意味ではない。	・ 月 3 日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童生徒及び保護者面談から状況・理由等を聴取する。 ・ 学校は欠席 30 日になる前から<u>準備作業</u>に取りかかる。 準備作業の確認事項 ア 実施済みのアンケート調査 イ 関係児童生徒からの聴取・確認 ウ 指導記録の記載内容の確認など
町教委に相談	・ 当該生徒及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないかと学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。 ・ 学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が 30 日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童生徒及び保護者に説明できるよう準備をしておく。
重大事態発生と判断	・ 学校は、不登校重大事態と判断したときは、7 日以内に朝日町教育委員会に報告する。 ・ <u>生命心身財産重大事態と判断したときは、直ちに朝日町教育委員会に報告する。</u>

○町教育委員会の対応

重大事態の報告	・ 町長に報告する。(口頭ではなく書面が望ましい) ・ 教育委員に説明する。 ・ 対処方針を決定する際は、<u>教育委員会会議を招集する</u>。 ※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。 会議での配慮事項
---------	---

	個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。
調査主体の決定	・町教育委員会が、調査主体を町教育委員会にするか学校にするかを決定する。 ・原則学校の調査組織で行う。 町教育委員会が行う場合 ア 学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合 イ 学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等

○調査の主体（町教育委員会または学校）の対応

調査の実施	・対象児童生徒、保護者、教職員、関係する児童生徒への聴取による調査をする。 聴取事項 ーいじめの行為についてー ①いつ頃から②誰から③態様④背景事情や人間関係⑤指導経緯等 留意事項(詳細は不登校重大事態に係る調査の指針 P 5 ・ 6) ア 基本姿勢 ○対象児童に対して 徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。 ○いじめを行った児童に対して 行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。 <u>イ 対象児童からの聴取にこだわらない</u> ウ 方法の工夫(オープンな質問等) エ 聴取環境や時間帯への配慮 オ 報告・記録の重要性 カ 重大事態に関する教職員の意識啓発 キ 資料の保管
調査結果の取りまとめ	・様式2を参考に調査報告書を作成する。 留意事項 対象児童への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示しておく。
児童生徒・保護者への情報提供	・対象児童とその保護者に情報提供する。 (提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針 P32 を参照のこと」) ・いじめをしていた児童とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。
町長へ報告	・書面をもって報告する。 ・教育委員会会議で説明する。 ・再調査が必要な場合は、市町村長が指示する。
支援	・児童生徒の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。

9 教職員の指導力の向上

- ・いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知し、普段から教職員の共通理解を図る。
- ・様々な機会を通して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図る。

10 その他

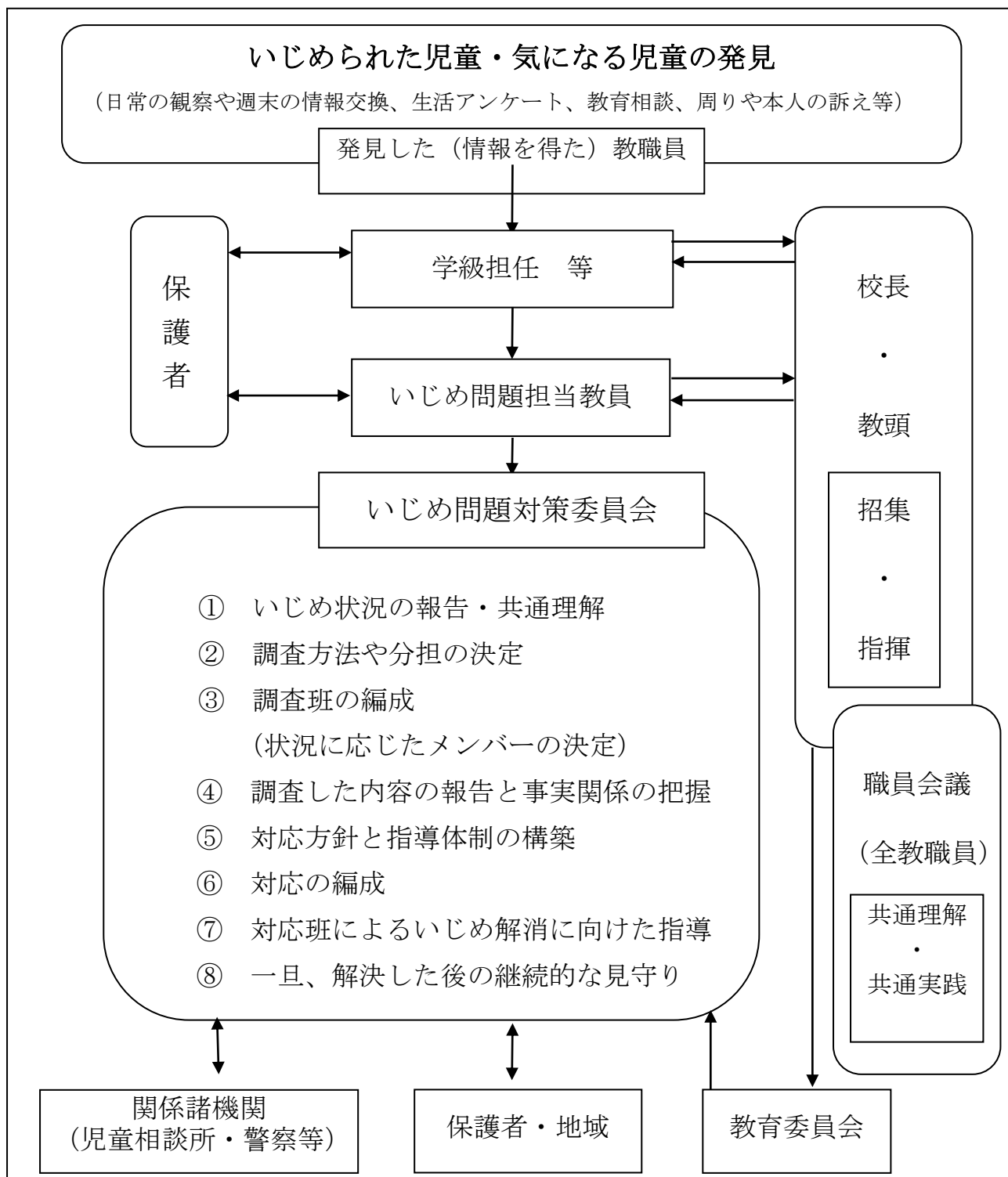
(1) 公表

ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。

(2) 評価

- ・年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ・年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価する。
- ・いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。

(3) いじめが発生した場合の組織対応の流れ



(4) いじめ問題への取組の年間指導計画

	4 月	5 月	6 月
校内委員会等	事案発生時、緊急いじめ問題対策委員会の実施 いじめ問題対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 P T A 総会及び 学年懇談会での 保護者啓発		
未然防止への取組	学級・学年づくり、人間関係づくり、道徳性を身に付ける取組 (学級活動) 「なかよし集会」の実施① 縦割り活動		
早期発見への取組	教育相談週間① (※一人一人と面談) いじめ実態把握調査① (アンケート) P T A 学習活動 親学び講座 情報交換会 (週 1 回週末に実施)		

	7 月	8 月	9 月
校内委員会等	事案発生時、緊急いじめ問題対策委員会の実施 いじめ問題に関する教職員研修会 (※SC 等、専門家による) いじめ問題対策委員会実施② ・2 学期の指導計画の確認		
未然防止への取組	学級・学年づくり、人間関係づくり、道徳性を身に付ける取組 (※運動会の計画・実施) 保護者 学校評価アンケート① 縦割り班活動 (業間活動)		
早期発見への取組	いじめ実態把握調査② (アンケート) Q－U (学級診断尺度調査) ① 情報交換会 (週 1 回)		

